



職業安定局
障害者雇用対策課
職業指導係

青野 源太
あおの げんた

令和5年入省



仕事(ワーク)と生活(ライフ)を調和させるための勤務制度・休暇制度について教えてください。

厚生労働省では毎月1日以上年の年休を取得するマンスリー休暇、1時間単位の休暇申請が可能な時間休など、ワークライフバランスを支える制度が充実しており、どの職員も積極的に活用しています。

例えば私は、マンスリー休暇と時間休を併用し、疲れが出始める週の半ばに午前休を取得。運動、読書、友人との昼食などで気分転換してから出勤しています。また、夏季休暇は連続1週間以上の休暇取得が推奨されており、昨年は、海外旅行に行きました。

他にも、テレワーク、フレックスタイム制など柔軟な働き方を支える制度が整っています。私はデータ収集や分析など一人で集中して作業をしたい時にはテレワークを活用しています。こうした休暇や働き方に関する制度により、心身の健康確保に加え、意欲的かつ生産的に仕事ができています。

厚生労働省は「全ての職員」が仕事でのパフォーマンスを十分に発揮しながら、充実した生活を送ることができる職場だと思います。

1日のスケジュール	
09:30	◆ 登庁
10:00	◆ もにす認定企業の視察 視察は実態を知ることができる貴重な機会です。好事例の収集、課題の把握に努めます。ここで得られた現場の声や知見は、施策や方針を考えていく上での道標となります。
11:30	◆ 都道府県労働局からの照会対応 労働局やハローワークの障害者雇用関係業務の中で生じた疑義について、様々な要素を勘案し、本省の見解を示します。
12:15	◆ 昼食
14:00	◆ 通知発出のための準備 本年度の当係所管事業の目安値を各労働局に示すため、昨年度実績や直近の動向など様々な観点から分析します。また数字に表れない部分は各労働局へヒアリングを行い、目安値の案を作成します。
16:00	◆ 実績集計、報告書取りまとめ 各労働局から提出される実績を集計したり、報告書などを取りまとめたりします。実績が十分でない等、報告の内容によっては、対応方針を考えて上で上司に報告し、労働局に対してメールや電話で指示を出します。
18:15	◆ 退庁 翌日のタスクを整理して退庁します。 定期的開催している他省庁の採用同期との飲み会があり、仕事に関する情報交換をしつつ、プライベートの話をして盛り上がりました。リフレッシュに加え、仕事のモチベーションもあがります。



齋藤 潮音
さいとう しおね

令和3年入省



子育てとの両立について

現在、中学・高校生の娘、小学生の息子の3人のこどもを育てながら、厚生労働本省にて勤務しています。

夫も同じ厚生労働省の職員で、その時々のお互いの状況をみて相談しながら、フレックスタイム制を利用して夫婦で勤務時間をずらして、朝と夜で育児を分担しています。こどもの成長とともに、子育ては楽になってきましたが、その一方でこどもの親離れが寂しくもあり、小学1年生の末っ子と一緒に過ごせる時間を今のうちに満喫しておこうと思いながら日々を過ごしています。

妊娠中やこどもが小さいうちは、職場に迷惑をかけてしまったことも多々ありましたが、当時の上司や同僚には、嫌な顔一つせずにご機嫌よく配慮をしてもらえ、業務遂行の上ではもちろん、精神的にも救われたことで、ここまでやってこられたと感謝しています。こどもが大きくなるにつれて、サポートしてもらった側から、サポートする側に回る機会も少しずつ出てきたことから、今後は妊娠中や育児をする後輩に、自分が受けた恩を送っていきたいと思っています。

厚生労働省のWLBについて、以前と比べてどのような変化を感じていますか

私が入省した当時も育児のための短時間勤務などの制度はありましたが、周りで利用している人を見かけませんでした。「ワークライフバランス」の取組が進められた、ここ15年程の間に、短時間勤務やテレワークなどの様々な制度を活用する職員が増え、仕事と家庭を両立した働き方が一般的になったと感じます。

私自身、1人目の育休からの復帰時は特に支援制度を利用しませんでしたでしたが、3人目の時は、育休中に職場の上司から連絡があり、どういう働き方をしたいか、その実現のためにどの制度を利用できるか事前に相談・調整してもらえ、育休後は1時間の短時間勤務から始めました。これまでに短時間勤務のほか、家庭の状況や仕事の繁閑に応じて、早出勤務、フレックスタイム、テレワークなどの制度を使い分けてきましたが、利用できる支援制度自体が増えたことに加えて、それを利用しやすい職場の風土ができたことで、各個人の希望に応じた「柔軟な働き方」が実現できる環境になったと思います。



職業安定局
地域雇用対策課 課長補佐

岡田 純子
おかだ じゅんこ

平成17年入省



主な両立支援制度について



不妊治療をする場合

出生サポート休暇 ○不妊治療の通院等のために、5日以内で取得（体外受精や顕微授精を受ける場合は10日以内）

出産する場合

産前・産後休暇 ○産前6週間、産後8週間の期間に取得

妻が出産予定又は出産した場合

配偶者出産休暇 ○妻の出産や入退院時の付き添い等のために2日以内で取得

妻が6週間以内に出産予定又は出産後1年以内の場合

育児参加のための休暇 ○生まれた子や上の子を養育するために5日以内で取得

1歳未満のこどもを養育する場合

保育時間 ○1日2回それぞれ30分以内の時間で保育のための時間を取得

3歳未満のこどもを養育する場合

育児休業 ○配偶者の就労状況に関わらず取得可能

小学校就学前のこどもを養育する場合

育児短時間勤務 育児時間 ○勤務形態を選択し、短時間で勤務する
○勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間以内で育児のための時間を取得

小学校就学前のこどもを看病する場合

子の看護休暇 ○年5日まで取得可能（対象となる子が2人以上の場合は年10日）

小学校就学前のこどもを養育、又は父母などを介護する場合

早出・遅出勤務 ○始業・終業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務

配偶者、父母、子、配偶者の父母などを介護する場合

介護休暇 ○6か月の範囲内で取得

